

# 証券取引等監視委員会 中期活動方針

(第11期：2023年～2025年)

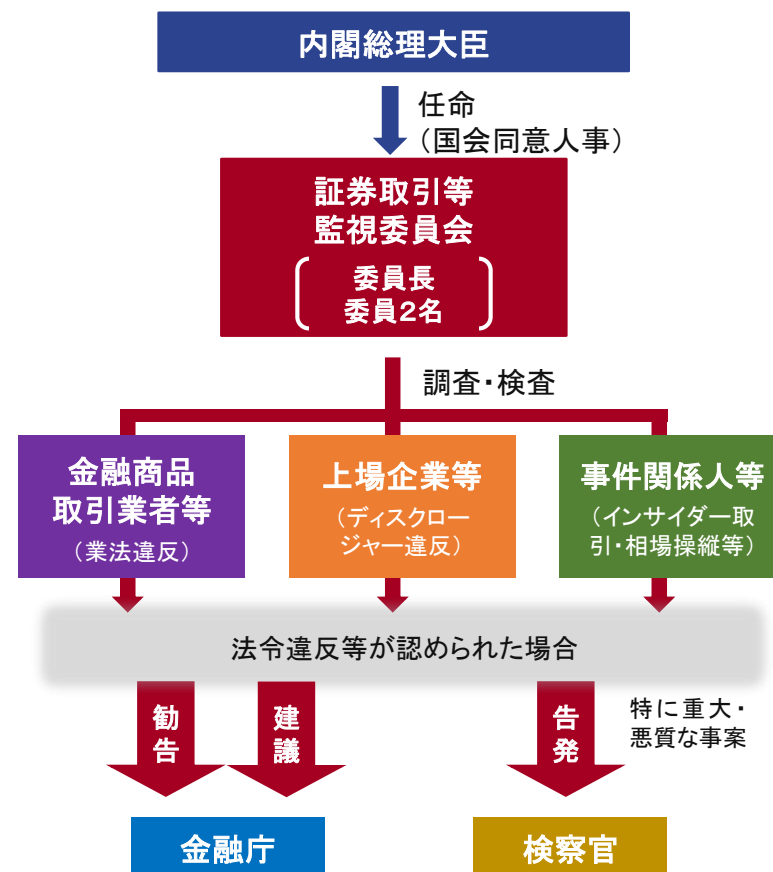
～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

証券取引等監視委員会



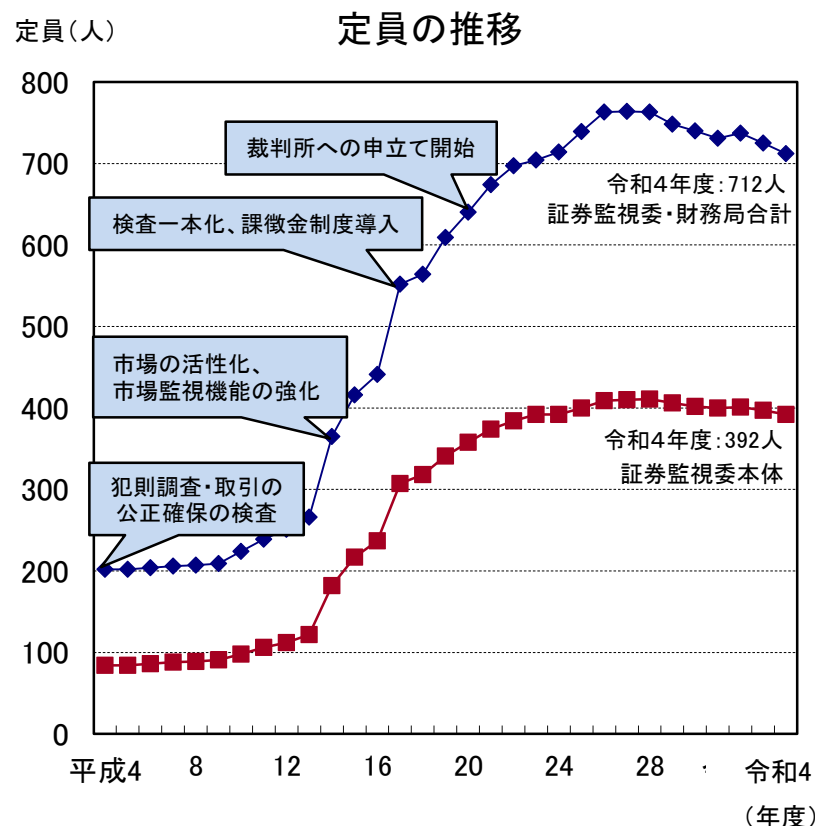
# 証券取引等監視委員会の組織・目的

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員 2 名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（平成 4 年発足）
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期 3 年）
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動
  - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
  - インサイダー取引・相場操縦等の不公正取引に対する調査
  - 上場企業等のディスクロージャー違反に対する開示検査
  - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や建議、告発を実施 等



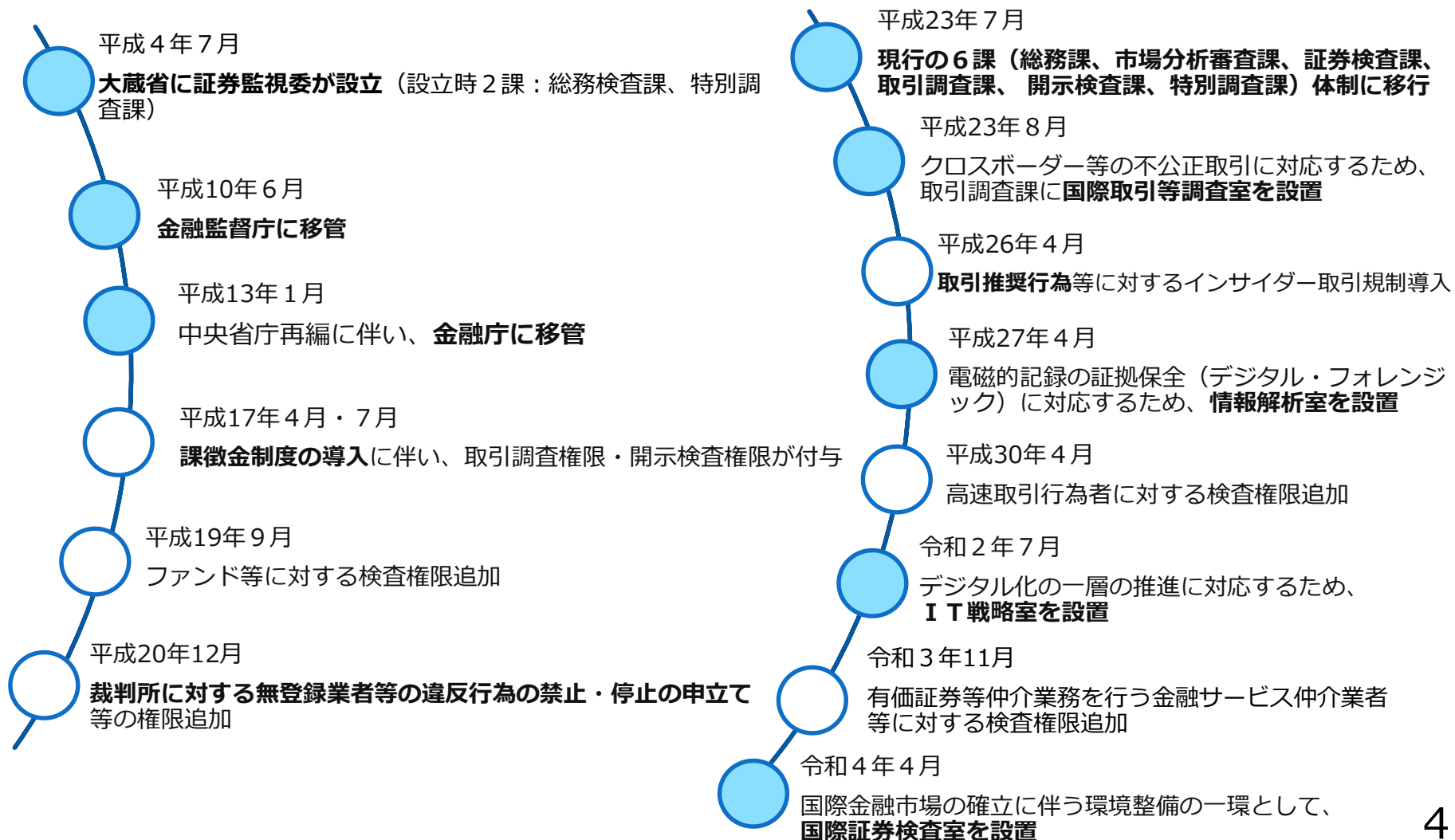
# 証券取引等監視委員会の機構・定員

- 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている
- また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置
- これら全てを合計した職員数は712名（令和4年度定員。うち、証券監視委は392名）



# (参考) 証券取引等監視委員会の軌跡

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化



# 証券取引等監視委員会の活動実績

| 区 分 \ 年 度                            | 平成<br>4～29 | 30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 合 計          |
|--------------------------------------|------------|----|-----|-----|-----|-----|--------------|
| 犯則事件の告発                              | 192        | 8  | 3   | 2   | 8   | 8   | <b>221</b>   |
| 勸 告                                  | 1,028      | 54 | 49  | 29  | 20  | 26  | <b>1,206</b> |
| 証券検査結果等に基づく勧告                        | 559        | 11 | 14  | 5   | 2   | 5   | <b>596</b>   |
| 課徴金納付命令に関する勧告<br>(不公正取引)             | 364        | 33 | 29  | 14  | 12  | 14  | <b>466</b>   |
| 課徴金納付命令に関する勧告<br>(開示書類の虚偽記載等)        | 101        | 10 | 6   | 10  | 5   | 7   | <b>139</b>   |
| 訂正報告書等の提出命令に関する<br>勧告                | 4          | 0  | 0   | 0   | 1   | 0   | <b>5</b>     |
| 適格機関投資家等特例業務届出者等に対<br>する検査結果等に基づく勧告等 | 86         | 0  | 2   | 0   | 0   | 1   | <b>89</b>    |
| 無登録業者・無届募集等に対する裁判所<br>への禁止命令等の申立て    | 20         | 2  | 3   | 1   | 1   | 2   | <b>29</b>    |
| 建 議                                  | 24         | 2  | 0   | 0   | 0   | 1   | <b>27</b>    |

# 第11期 証券取引等監視委員会の発足

- 昨年秋の臨時国会での同意を得て、12月13日に「第11期 証券取引等監視委員会（任期3年）」が発足。

- 委員長 なかはら りょういち 中原 亮一 （新任 元福岡高等検察庁検事長）
- 委員 かとう 加藤 さゆり （再任 元（独）国民生活センター理事）
- 委員 はしもと たかし 橋本 尚 （新任 元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授）

中原委員長の略歴



|    |       |                |    |        |               |
|----|-------|----------------|----|--------|---------------|
| 昭和 | 57年3月 | 慶應義塾大学法学部卒業    | 平成 | 22年7月  | 東京地方検察庁刑事部長   |
|    | 60年4月 | 司法修習終了         |    | 24年7月  | 東京地方検察庁特別捜査部長 |
|    |       | 東京地方検察庁検事      |    | 25年7月  | 鹿児島地方検察庁検事正   |
|    | 61年3月 | 金沢地方検察庁検事      |    | 26年7月  | 東京地方検察庁次席検事   |
|    | 元年3月  | 水戸地方検察庁検事      |    | 27年10月 | さいたま地方検察庁検事正  |
| 平成 | 3年4月  | 東京地方検察庁検事      | 令和 | 29年4月  | 最高検察庁公判部長     |
|    | 5年4月  | 公正取引委員会事務局官房付  |    | 30年1月  | 最高検察庁公安部長     |
|    | 6年4月  | 公正取引委員会事務局審査部付 |    | 30年7月  | 横浜地方検察庁検事正    |
|    | 8年4月  | 東京地方検察庁検事      |    | 2年3月   | 広島高等検察庁検事長    |
|    | 9年4月  | 大阪地方検察庁検事      |    | 3年7月   | 福岡高等検察庁検事長    |
|    | 11年4月 | 東京地方検察庁検事      |    | 4年6月   | 退官            |
|    | 13年4月 | 富山地方検察庁次席検事    |    | 4年12月  | 証券取引等監視委員会委員長 |
|    | 15年4月 | 東京地方検察庁検事      |    |        |               |
|    | 18年4月 | 東京高等検察庁検事      |    |        |               |
|    | 21年4月 | 静岡地方検察庁次席検事    |    |        |               |

加藤委員の略歴



|    |        |                       |
|----|--------|-----------------------|
| 昭和 | 57年3月  | 東洋大学文学部卒業             |
| 平成 | 16年5月  | 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長     |
|    | 21年9月  | 消費者庁参事官               |
|    | 23年3月  | 長野県副知事                |
|    | 27年10月 | （独）国民生活センター理事         |
|    | 元年12月  | 証券取引等監視委員会委員（再任）      |
| 令和 | 4年12月  | 証券取引等監視委員会委員（再任）      |
| 平成 | 19年1月  | 内閣府男女共同参画会議議員（～25年1月） |

橋本委員の略歴



|    |       |                          |
|----|-------|--------------------------|
| 昭和 | 57年3月 | 早稲田大学商学部卒業               |
| 平成 | 59年3月 | 早稲田大学大学院商学研究科修士課程修了      |
|    | 3年3月  | 早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程満期退学  |
|    | 3年4月  | 関東学園大学経済学部専任講師           |
|    | 7年1月  | 関東学園大学経済学部助教授            |
|    | 8年4月  | 駿河台大学経済学部助教授             |
|    | 11年4月 | 駿河台大学経済学部教授              |
|    | 15年4月 | 日本大学商学部教授                |
|    | 17年4月 | 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授 |
|    | 4年12月 | 証券取引等監視委員会委員             |
|    |       |                          |
| 平成 | 31年2月 | 企業会計審議会委員（～令和4年12月）      |
| 令和 | 3年2月  | 企業会計審議会内部統制部会長（～令和4年12月） |

# 証券取引等監視委員会「中期活動方針」について

- 中期活動方針は、新たな体制の下、3年間の任期における使命や取組方針等を示したものと  
として策定・公表。

※ 第4期（「委員長談話－新体制の活動方針－」（H13.7））以降、每期策定・公表。

## 歴代委員長・委員

|     | H4.7～H7.7                 | H7.7～H10.7                                       | H10.7～H13.7                 | H13.7～H16.7                  | H16.7～H19.7             | H19.7～H22.12                                             | H22.12～<br>H25.12               | H25.12～<br>H28.12                      | H28.12～<br>R元.12                                                          | R元.12～R4.12                    | R4.12～R7.12                                     |
|-----|---------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------|
|     | (第1期)                     | (第2期)                                            | (第3期)                       | (第4期)                        | (第5期)                   | (第6期)                                                    | (第7期)                           | (第8期)                                  | (第9期)                                                                     | (第10期)                         | (第11期)                                          |
| 委員長 | 水原 敏博<br>(元名古屋高検<br>検事長)  | 水原 敏博<br>【再任】                                    | 佐藤 ギン子<br>【再任】              | 高橋 武生<br>【再任】                | 高橋 武生<br>【再任】           | 佐渡 賢一<br>(元福岡高検<br>検事長)                                  | 佐渡 賢一<br>【再任】                   | 佐渡 賢一<br>【再任】                          | 長谷川 充弘<br>(元広島高検<br>検事長)                                                  | 長谷川 充弘<br>【再任】                 | 中原 亮一<br>(元福岡高検<br>検事長)                         |
| 委員  | 成田 正路<br>(元NHK<br>解説委員)   | 成田 正路<br>【再任】                                    | 高橋 武生<br>(元福岡高検<br>検事長)     | 川岸 近衛<br>【再任】                | 野田 晃子<br>【再任】           | 福田 眞也<br>(元監査法人<br>トーマツ代表社<br>員)                         | 福田 眞也<br>【再任】                   | 園 マリ<br>(元新日本有限責<br>任監査法人シニア<br>パートナー) | 浜田 康<br>(元有限責任あず<br>さ監査法人理事)<br>(元青山学院大学<br>大学院会計プロ<br>フェッション<br>研究科特任教授) | 浜田 康<br>【再任】                   | 加藤 さゆり<br>【再任】                                  |
| 委員  | 三原 英孝<br>(元会計検査院<br>事務総長) | 佐藤 ギン子<br>(元労働省<br>総務審議官)<br>(元在ケニア駐箚<br>特命全権大使) | 川岸 近衛<br>(元読売新聞社<br>解説副委員長) | 野田 晃子<br>(元中央青山監査<br>法人代表社員) | 水城 武彦<br>(元NHK解説委<br>員) | 熊野 祥三<br>(元証券取引等監視委<br>員会委員長補佐官)<br>(元野村ホールディ<br>ングス取締役) | 吉田 正之<br>(元長島・大野・常松<br>法律事務所顧問) | 吉田 正之<br>【再任】                          | 引頭 麻実<br>(元大和総研<br>専務理事)                                                  | 加藤 さゆり<br>(元(独)国民生<br>活センター理事) | 橋本 尚<br>(元青山学院大学<br>大学院会計プロ<br>フェッション研究<br>科教授) |

# 証券取引等監視委員会 中期活動方針

(第11期：2023年～2025年)

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～



## 証券監視委 の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

## I. 網羅的な市場監視に 向けた情報収集・分析

- (1) 有用情報の収集
- (2) 市場の変化等の適切な把握・分析
- (3) 国際連携の強化

## II. 効果的・効率的な 調査・検査

- (4) リスクベースアプローチに基づく証券検査
- (5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応
- (6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- (7) 投資者被害事案に対する積極的な取り組み
- (8) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

## III. 市場規律強化に向けた 実効的な取組み

- (9) 情報発信の強化
- (10) 関係機関との更なる連携強化

## 市場監視の専門機関としての能力向上

- デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化
- 職員の戦略的な育成・活用等
- 財務局との協働・連携の推進

## 証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委は、取引の公正を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目的として平成４年に設置され、今般、節目となる 30 周年を迎えるとともに、第 11 期が発足しました。

この間、累次の制度改正等により、市場監視権限の充実・強化が図られるとともに、新たな商品・取引等の出現により、市場監視対象の拡大・複雑化・高度化・グローバル化が進展しました。加えて、足下、新型コロナウイルス感染症や地政学リスクの高まり、経済安全保障を巡る情勢等により、市場を取り巻く環境は大きく変化しているほか、第 11 期の期間中においても、新たな環境変化が生じる可能性もあります。

証券監視委は、こうした大きな環境変化の中で、市場に対する幅広い監視、課徴金調査・検査や証券検査といった行政機能の迅速な発揮、重大・悪質な事案に対する厳正な対処、といった機能を引き続き適時適切に活用することで、自らの使命を果たしてまいります。

具体的には、以下のとおり、「Ⅰ．網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」「Ⅱ．効果的・効率的な調査・検査」「Ⅲ．市場規律強化に向けた実効的な取組み」の好循環の実現に努めてまいります。また、市場監視の専門機関としての能力を向上させ、市場監視の好循環の礎とします。

## I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析

### (1) 有用情報の収集

- 証券監視委の市場監視業務にとって「情報」は要であり、情報提供窓口・自主規制機関等を通じて、市場全体について幅広く有用な情報を収集し、活用します。
- 市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、必要に応じ金融庁・財務局等とも共有するなど、市場監視全般に多面的・複線的に活用します。

### (2) 市場の変化等の適切な把握・分析

- 株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等の市場全体に日常的に目を向けるとともに、国内外の市場環境の変化を適時に把握・分析することで、問題の未然防止・早期発見につなげます。
- 市場・上場企業を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、新たな商品・取引や監視の目の行き届きにくい商品・取引、上場企業による開示の充実に向けた取組み等への的確に対応し、市場監視の空白を作らない取組みを行います。

### (3) 国際連携の強化

- 証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際的な枠組みを通じた情報共有を進め、グローバルな市場監視を強化するとともに、海外当局との積極的な連携を通じて、法執行事例等の情報や市場監視に係る問題意識等を交換し、市場監視に活用します。

○ 証券監視委（情報提供窓口）では、広く一般から、**情報を受付**。

●不公正取引等関連

- 相場操縦（取引所取引において不正（急激な株価・取引数量の変動など））が疑われる情報
- インサイダー取引（会社関係者による重要事実の公表前の株式の売買）が疑われる情報
- 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）の情報

●開示関連

- 粉飾決算（不正会計、架空売上・利益の計上など）が疑われる情報

●金商業者等関連

- 投資者保護上の問題（著しい高利回りを明示する金融商品、金商業者の営業姿勢など）が疑われる情報
- 無登録業者に関する情報



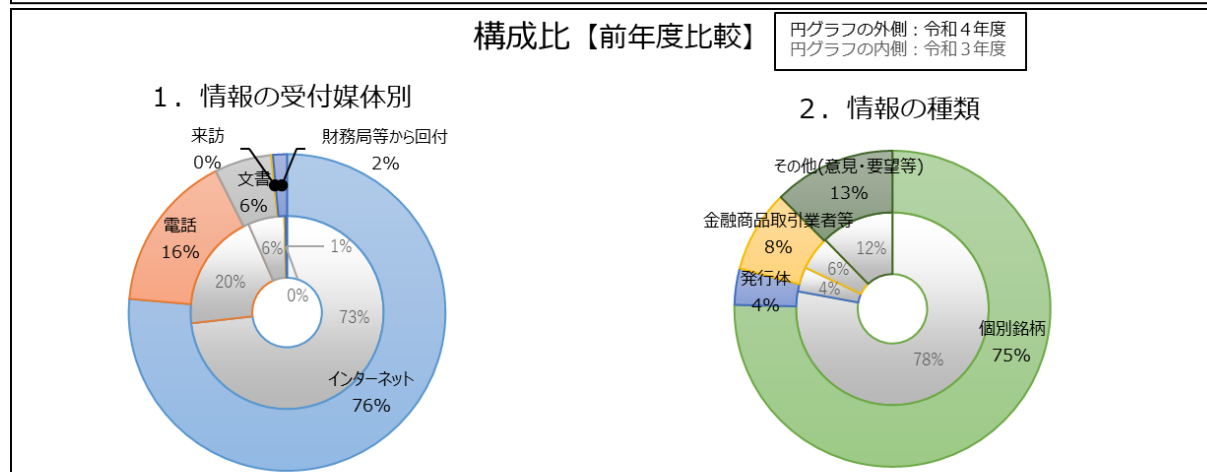
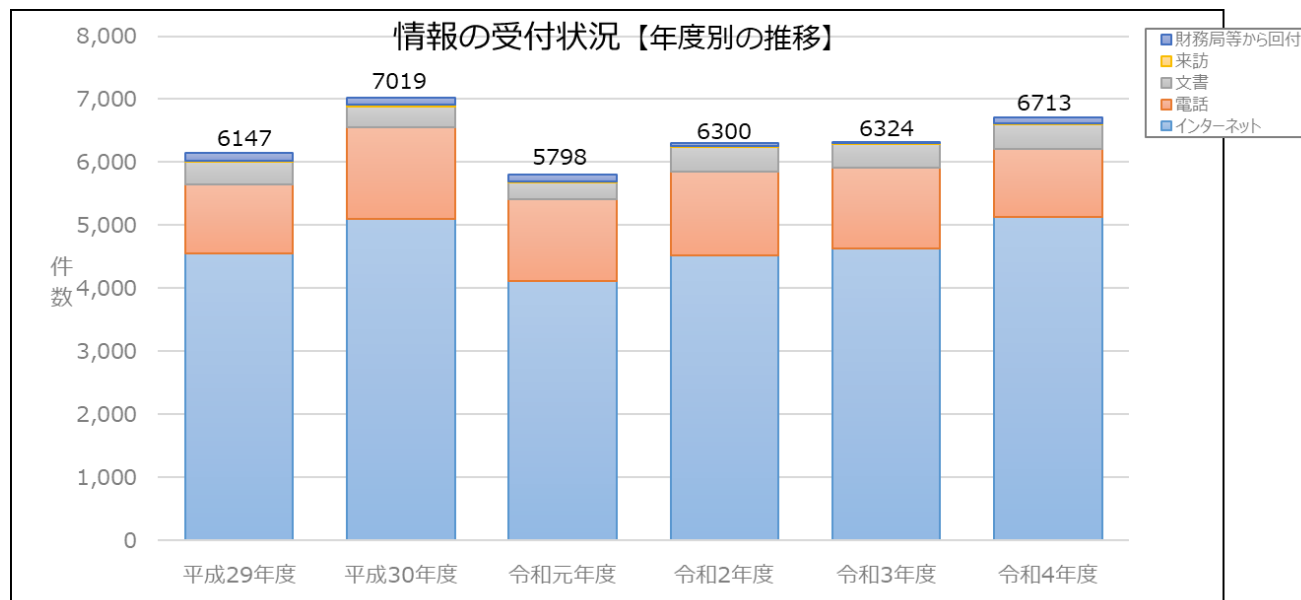
○市場の公正性・透明性の確保、投資者保護上の問題があると思われるような情報全般。

○とりわけ**当事者・関係者でなければ知ることができない情報**が、調査・検査の**重要な端緒**に繋がることも！



# 証券監視委における情報の受付状況

- 証券監視委に外部から寄せられる情報は、年間6,000件程度。



## I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析

### (1) 有用情報の収集

- 証券監視委の市場監視業務にとって「情報」は要であり、情報提供窓口・自主規制機関等を通じて、市場全体について幅広く有用な情報を収集し、活用します。
- 市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、必要に応じ金融庁・財務局等とも共有するなど、市場監視全般に多面的・複線的に活用します。

### (2) 市場の変化等の適切な把握・分析

- 株式市場と債券市場、現物市場とデリバティブ市場、発行市場と流通市場等の市場全体に日常的に目を向けるとともに、国内外の市場環境の変化を適時に把握・分析することで、問題の未然防止・早期発見につなげます。
- 市場・上場企業を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、新たな商品・取引や監視の目の行き届きにくい商品・取引、上場企業による開示の充実に向けた取組み等への的確に対応し、市場監視の空白を作らない取組みを行います。

### (3) 国際連携の強化

- 証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際的な枠組みを通じた情報共有を進め、グローバルな市場監視を強化するとともに、海外当局との積極的な連携を通じて、法執行事例等の情報や市場監視に係る問題意識等を交換し、市場監視に活用します。



Financial Conduct Authority

(英国)

【職員数 約4,100人】



Bundesanstalt für

Finanzdienstleistungsaufsicht

(ドイツ)



Autorité des marchés

financiers

(フランス)



European Securities and  
Markets Authority

(欧州)



China Securities Regulatory

Commission

(中国)



Monetary Authority of

Singapore

(シンガポール)



Securities and Futures

Commission

(香港)



Australian Securities and  
Investments Commission

(オーストラリア)



**証券取引等監視委員会**

(日本)

【職員数 712人】

(うち証券監視委392人 財務局320人)



U.S. Securities and Exchange

Commission

(米国)

【職員数 約4,500人】

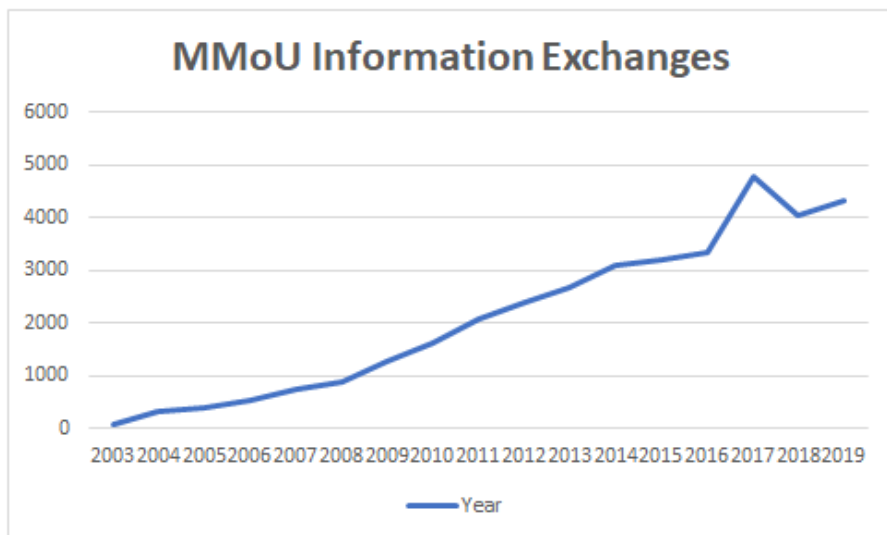


Commodity Futures  
Trading Commission

(米国)

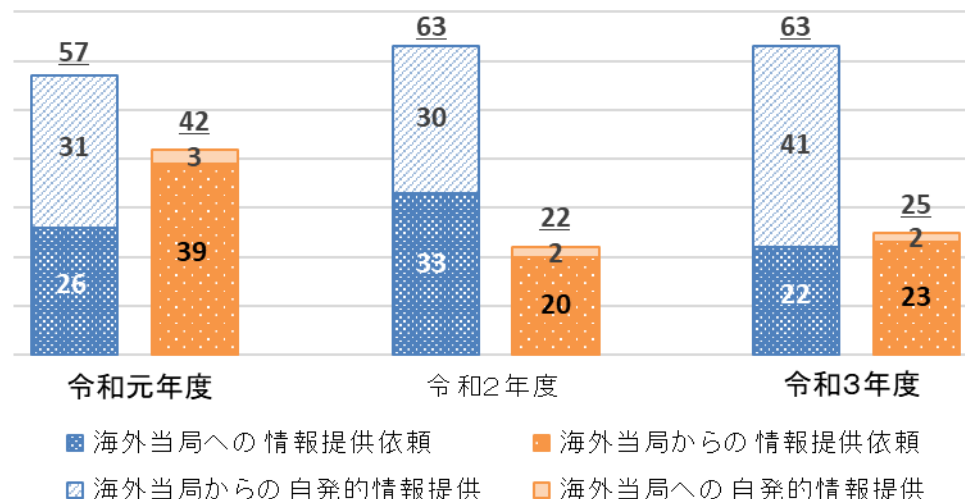
- 証券監督者国際機構（IOSCO）が策定した各国証券監督当局間の情報交換の枠組みである「MMoU」の署名当局数は、8当局（2002年）から129当局（2022年）まで増加。署名当局間での情報交換件数（図表1）も、56件（2003年）から5,538件（2021年、IOSCO MMoU統計より）まで増加。
- 証券監視委としても、海外当局への情報提供依頼（図表2の濃い青色）を積極的に活用。

（図表1）IOSCO MMoU署名当局間における情報交換件数



（IOSCOウェブサイトより抜粋）

（図表2）金融庁・証券監視委によるIOSCO MMoU等に基づく情報交換件数の推移



※件数は、金融庁及び証券監視委の合計

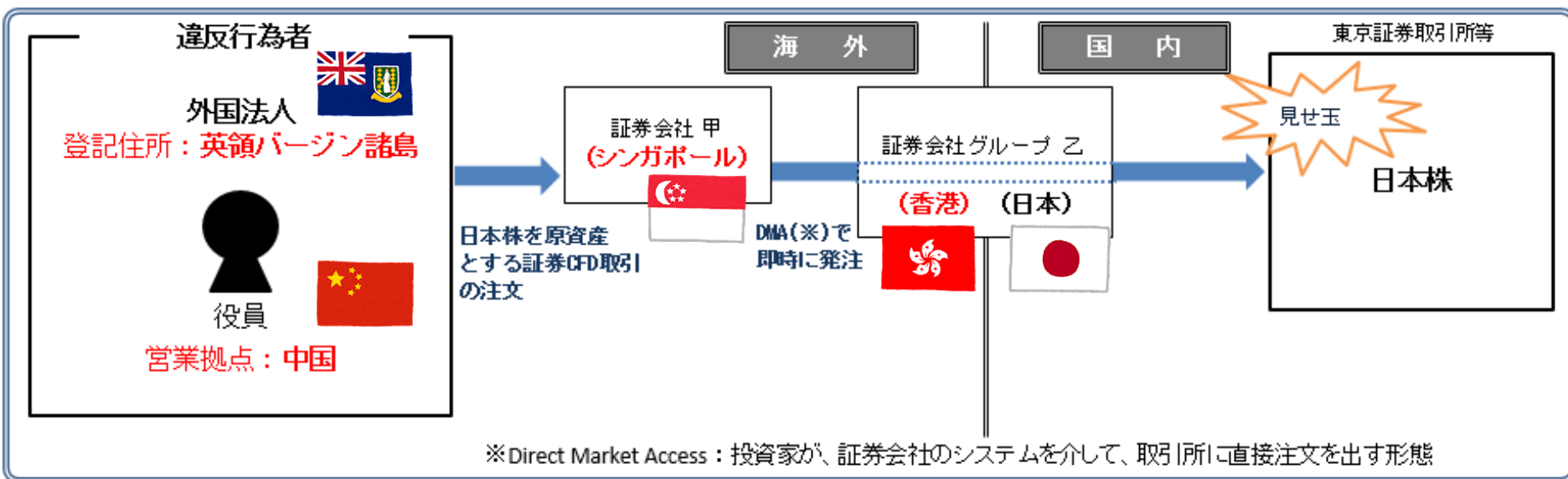
- ・ IOSCO : International Organization of Securities Commissions
- ・ MMoU : Multilateral Memorandum of Understanding

## 外国法人E社によるヤマハ(株)株式に係る相場操縦に対する 課徴金勧告について（勧告日：R3.11.5）

- 外国法人E社は、ヤマハ株式を原資産とする店頭デリバティブ取引である証券C F D取引を行うことにより、約定させる意思のない注文を市場に発注し、その反対側の板で自己に有利な価格で証券C F D取引を約定させるなどの相場操縦を行った事案。

（注）外国法人E社と類似する商号を持つ日本の金融商品取引業者との間に関係性は認められない。

- 本件は、**英領バージン諸島、中国、シンガポール及び香港の各国金融規制当局から支援**を受けた。



※ 証券CFD（Contract For Difference）取引：証拠金を預託し、株式等の有価証券を原資産として、取引開始時と終了時の価格差により決済が行われる取引で、金融商品取引法上は店頭デリバティブ取引に分類される。

## Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査

### (4) リスクベースアプローチに基づく証券検査

- 金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めます。問題が認められた場合、事案の全体像を把握し、その根本原因を究明することにより、自主的な改善の促進を通じて、再発防止・未然防止につなげます。

### (5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応

- 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明します。事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげます。
- クロスボーダーの法令違反行為やグローバル企業の開示規制違反に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行います。

### (6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行います。

約 7.5 倍に増加

発足当時（平成 4 年） **1,100社（延べ）**

- 国内証券会社 2 1 6 （4 年 1 2 月）
- 外国証券会社 4 9 （4 年 6 月）
- 金融先物取引業者 2 1 6 （5 年 5 月）
- 証券業務（窓販）の認可を受けた金融機関  
6 1 9 （5 年 7 月）

**8,227社（延べ）** （令和 4 年 11 月末時点）

- 第一種金融商品取引業者 3 0 7
- 登録金融機関 9 4 6
- 投資運用業者 4 1 8
- 投資法人 1 2 1
- 信用格付業者 7
- 第二種金融商品取引業者 1, 2 1 0
- 投資助言・代理業 1, 0 0 1
- 適格機関投資家等特例業務届出者 3, 3 8 6
- 金融商品仲介業者 7 6 1
- 金融サービス仲介業者 3
- 自主規制機関等 1 6
- 高速取引行為者 5 1

# リスクベースアプローチに基づく証券検査

## リスクベースアプローチに基づく検査先の選定

- ・リスクアセスメントを実施
- ・リスクベースで検査の対象先を選定

## 検査の実施

- ・深度ある分析を行った上で検証
- ・問題がある場合は根本原因を究明

## 行政処分等勧告

再発防止・未然防止  
(証券モニタリング事例集等を公表)

### 【金商業者等を取り巻く環境等】

#### 業界横断

- ・顧客本位の業務運営の要請
- ・デジタル化の進展
- ・サイバー攻撃事案のリスクの高まり
- ・規制の枠組み等の変更

#### 一種業

- ・金融のグローバル化、顧客の高齢化
- ・競争激化（例、手数料無料化、3メガ証券等の銀証連携強化）
- ・不適切な仕組債の勧誘・販売

#### 運用業

- ・オルタナティブ資産への投資拡大
- ・善管注意義務違反（運用財産の管理状況を把握していない）
- ・忠実義務違反（利益相反管理態勢が不十分）

### 【主な検証事項】

- 適合性原則を踏まえた内部管理態勢
- 顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況（特に仕組債販売）
- ビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢
- サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理（外部委託先管理を含む）の対応状況

- 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢
- 銀証ファイアウォール規制の見直しも踏まえた顧客情報管理態勢及び利益相反管理態勢等【3メガバンク証券会社】
- 手数料無料化や仲介業者を活用した対面営業への進出等のビジネスモデルの変化を踏まえた内部管理態勢
- 金融機関向け金融商品の販売管理態勢

- 運用の実態把握
- 運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）
- 利益相反管理態勢の整備状況

# SMBC日興証券（株）に対する検査結果に基づく 行政処分勧告（勧告日：R4.9.28）（注）

## ① 相場操縦事案（後述）

- 「ブロックオファー」取引※1に際して、上場株式10銘柄について、終値等を自社にとって望ましい水準に維持する目的で買付け（違法な安定操作）。

※1 大株主等が保有株を手放す際に、立会外取引（通常取引の時間外）でいったん証券会社が株式を買い取り、複数の個人投資家等に転売する取引。

- 違法な取引を看過することになった売買審査態勢や、ブロックオファーに係る業務運営態勢についても不備。

## ② 銀証ファイアーウォール規制違反事案

- 複数の法人顧客にかかる非公開情報について、当該顧客の意向に反して三井住友銀行から受領し、社内で共有（銀証ファイアーウォール規制違反※2）

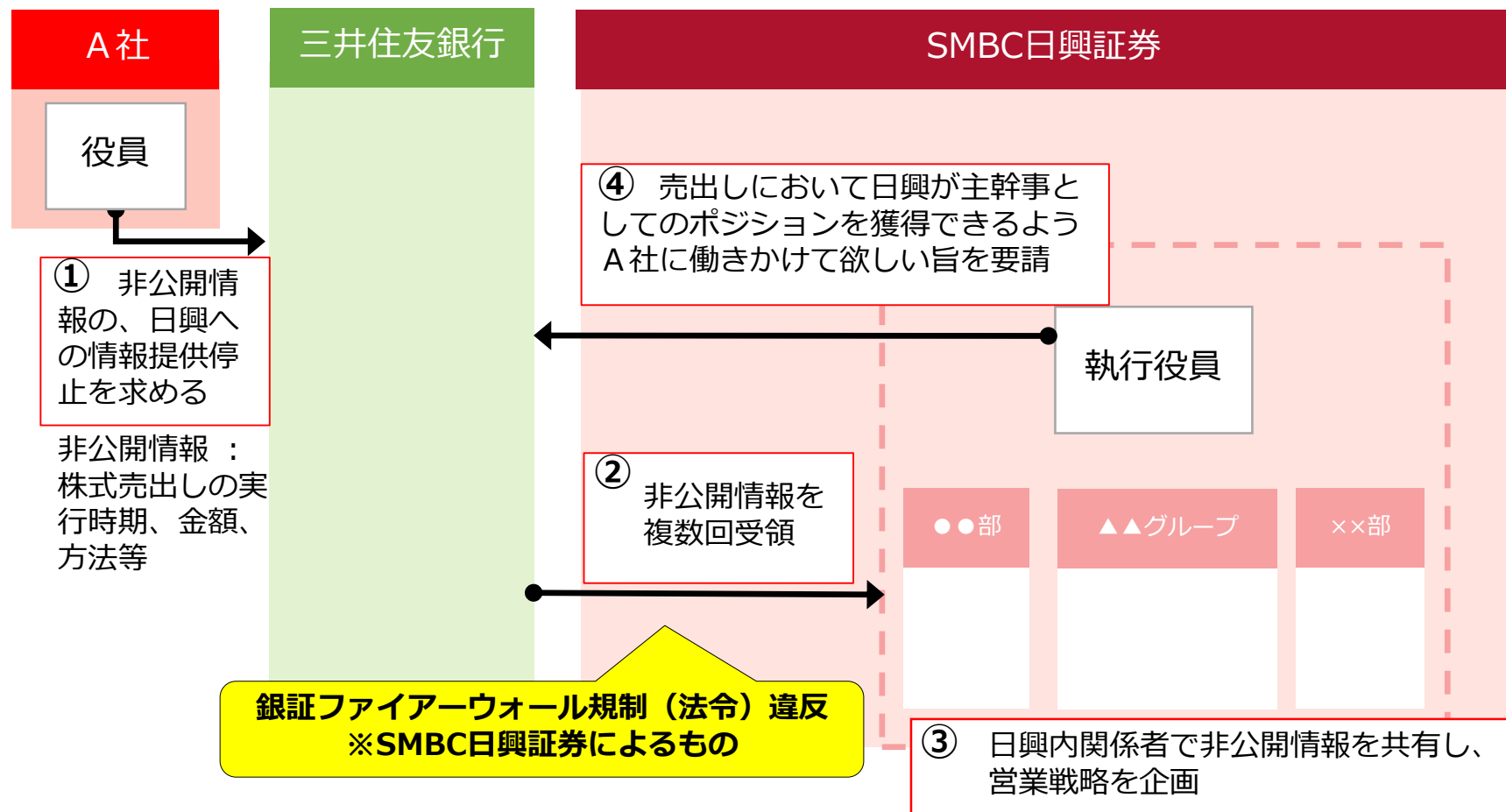
※2 金融グループ内の銀行と証券会社の間で、顧客の同意がある場合等を除き、非公開情報の共有を禁止する金商法上の規制。

（注）金融庁においては、本件勧告を受け、令和4年10月、SMBC日興証券に対する業務停止命令・業務改善命令や三井住友フィナンシャルグループに対する改善措置命令等の行政処分等を実施。

# (参考) 銀証ファイアーウォール規制違反事案の例

※ 証券取引等監視委員会は、本件のほか2件のファイアーウォール規制違反を認定。

【事案概要】 三井住友銀行が保有するA社株式の売出しに関し、A社が情報提供の停止を求めている非公開情報を、SMBC日興証券（日興）が三井住友銀行より受領し、社内で共有。



# (株)エスコンアセットマネジメントに対する検査結果に基づく 行政処分勧告（勧告日：R4.6.17）

## <事案概要>

- 当社は、委託された不動産投資法人の資産の運用において、当社の親会社（株）日本エスコン）の不動産を当該親会社の売却希望価格で当該投資法人に取得させるため、鑑定評価を依頼する不動産鑑定業者に対し、その独立性を損なう不適切な働きかけを行っていた。
- また、最も高い評価額を提示できる不動産鑑定業者に依頼できるよう、不適切なプロセスにより、不動産鑑定業者を選定していたもの。

## <本事案の特色>

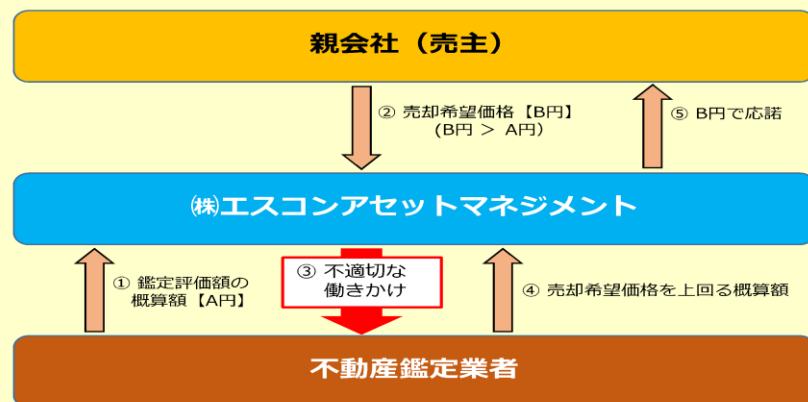
- グループの利益のために、意図的に不動産鑑定評価額を親会社の売却価格以上に引き上げたうえで、親会社の売却希望価格で本投資法人に物件取得させていたものであり、金融商品取引業者として、投資者保護上重大な問題が認められた事例。

- 令和4年7月15日(金)、金融庁は、一部の業務停止（3か月）、業務改善命令の行政処分を実施

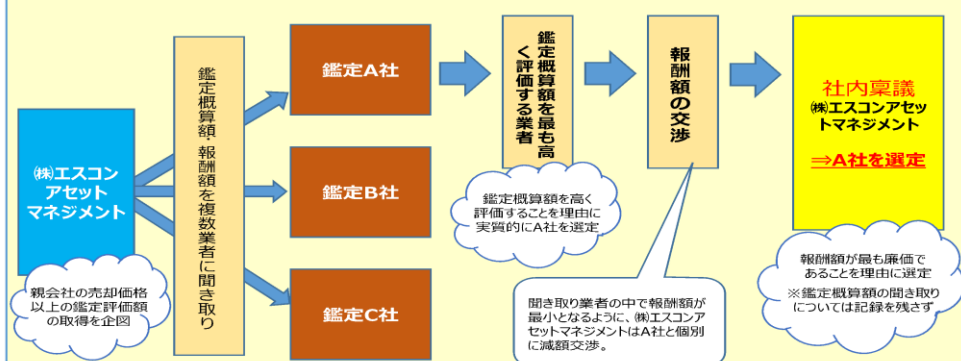
## 【違反行為事実の概要】

投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況

### 1. 不動産鑑定業者の独立性を損なう不適切な働きかけ



### 2. 不適切な不動産鑑定業者の選定プロセス



(注) 本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされている。

## Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査

### （４）リスクベースアプローチに基づく証券検査

- 金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めます。問題が認められた場合、事案の全体像を把握し、その根本原因を究明することにより、自主的な改善の促進を通じて、再発防止・未然防止につなげます。

### （５）不公正取引や開示規制違反への迅速な対応

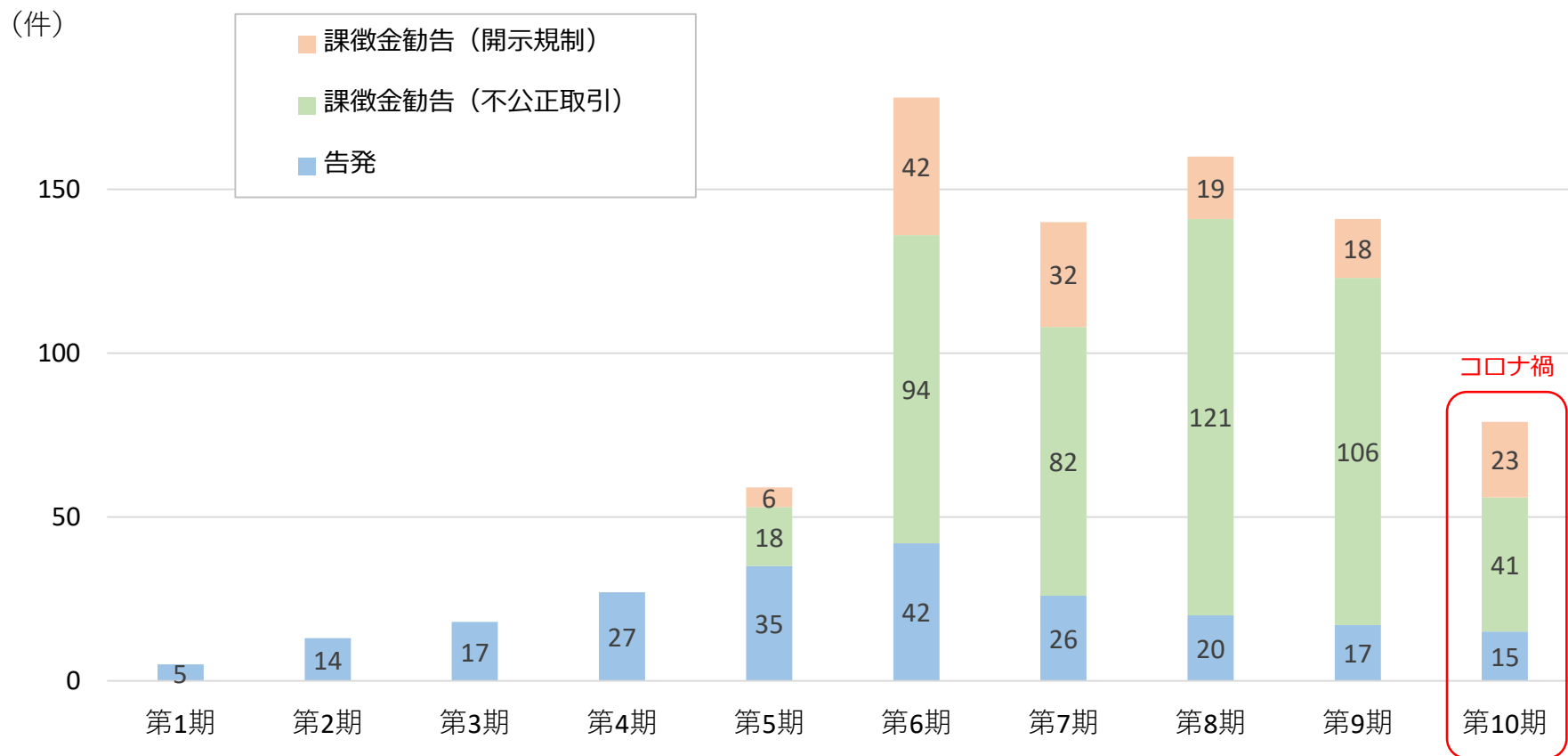
- 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明します。事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげます。
- クロスボーダーの法令違反行為やグローバル企業の開示規制違反に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行います。

### （６）重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行います。

# 課徴金勧告・告発の件数の推移

- 平成17年（第5期）に課徴金制度が導入され、監視委としての対応事案数（課徴金勧告＋告発の合計件数）は大きく増加。事案に応じて「迅速な課徴金調査・検査」と「重大・悪質事案の刑事告発」を使い分けて対応。



（注1）課徴金制度は、平成17年（第5期）に導入。

（注2）第6期は、平成19年7月20日～平成22年12月12日の約3年5か月。

（注3）課徴金勧告（不公正取引）の件数は対象者数、そのほかは課徴金勧告・告発件数。

# （株）関西みらいフィナンシャルグループ社員による内部者取引 及び取引推奨行為並びに当該社員から伝達を受けた者による内部 者取引に対する課徴金勧告（勧告日：R4.9.2）

## <事案概要>

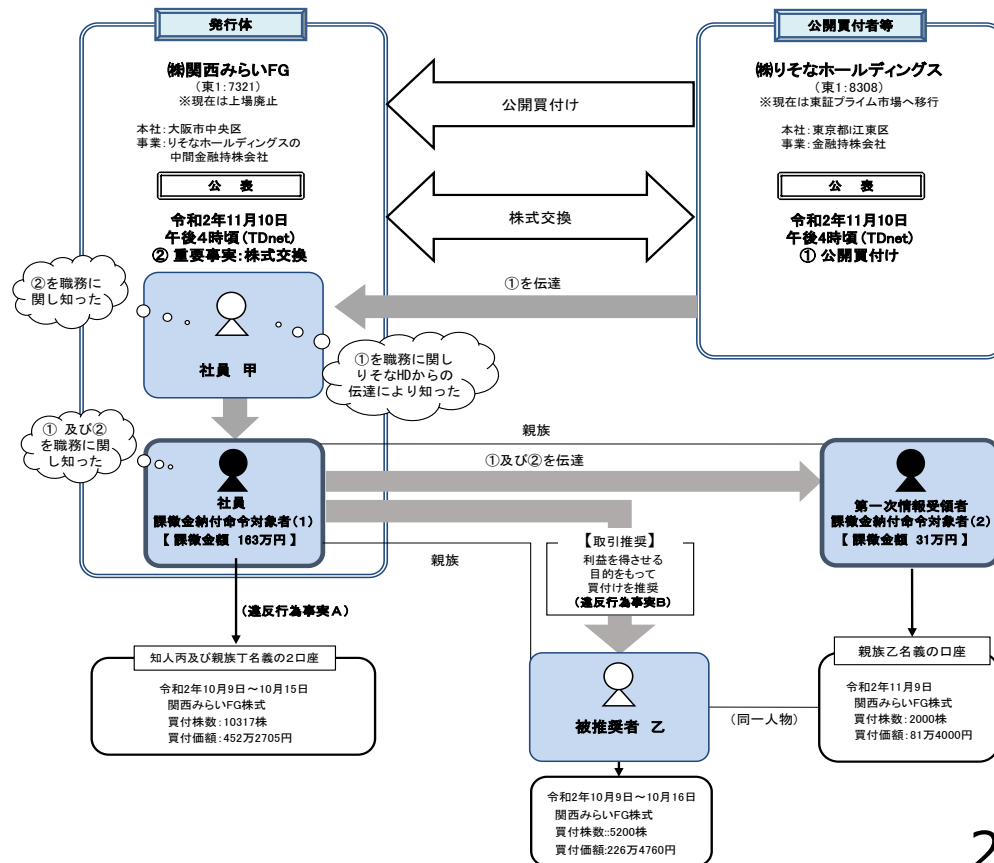
- 本件は、（株）関西みらいフィナンシャルグループ（以下「関西みらいFG」）の社員である課徴金納付命令対象者（以下「対象者」）（1）が、内部者取引規制違反及び取引推奨規制違反を行い、さらに、対象者（1）から伝達を受けた、対象者（1）の親族である対象者（2）が、内部者取引規制違反を行ったもの。

## <事案の特色>

- 本件は、社会的・公共的な役割を担い、ゆるぎない信頼を第一とすべき**金融機関の職員が、自己の立場に基づいて知り得た情報を利用して違反行為に及んだ悪質な事案。**対象者（1）、対象者（2）とも、第三者名義の証券口座を利用して買い付け。

## <課徴金の額>

- 課徴金納付命令対象者（1） 1 6 3 万円
- 課徴金納付命令対象者（2） 3 1 万円



# グレイステクノロジー（株）における有価証券報告書等の 虚偽記載に係る課徴金納付及び訂正報告書の提出命令勧告 （勧告日：R4.2.22）

## <事案概要>

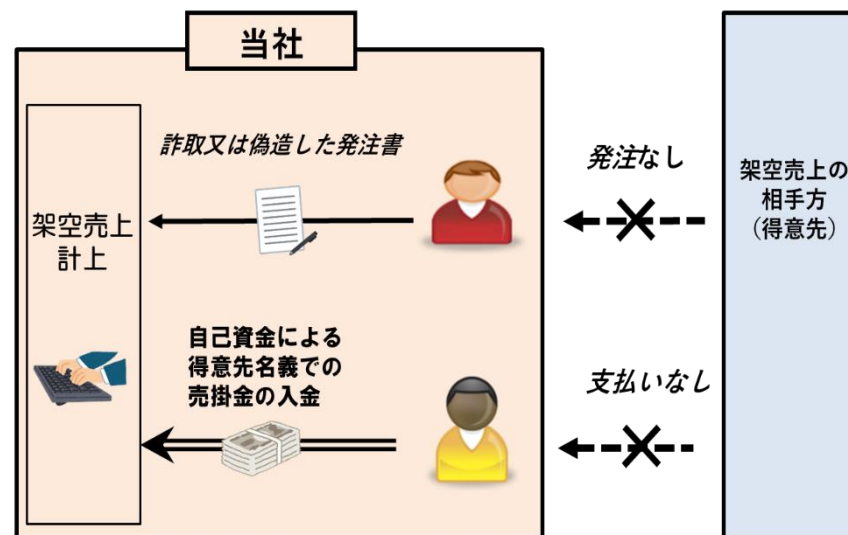
- グレイステクノロジー(株)（H28.12東証マザーズ上場、H30.8東証一部上場。以下「当社」。）は、未受注にも関わらず、発注書等を未受注の取引先から詐取又は偽造すること等により受注の事実を仮装し、売上の架空計上等を行った。
- 当社は、これら不適正な会計処理を行ったことにより、過大な当期純利益等を計上した財務諸表等を記載した有価証券報告書等を提出した。

## <事案の特色>

- 当社は、**これら不適正な会計処理について、東証マザーズ（当時）上場前から行っていた**。外部専門家で構成される特別調査委員会の調査の結果、会計不正が多数発見され、四半期報告書の提出が不可能となったことから、東証よりR4.1.27付で整理銘柄に指定され、**R4.2.28付で上場廃止**となった。
- 当社は、重要な事項について虚偽記載のある有価証券報告書等の訂正を速やかに行う見込みがないこと等から、訂正報告書提出命令勧告の対象とした。

## <課徴金の額>

- 2,400万円



## Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査

### （4）リスクベースアプローチに基づく証券検査

- 金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めます。問題が認められた場合、事案の全体像を把握し、その根本原因を究明することにより、自主的な改善の促進を通じて、再発防止・未然防止につなげます。

### （5）不公正取引や開示規制違反への迅速な対応

- 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明します。事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげます。
- クロスボーダーの法令違反行為やグローバル企業の開示規制違反に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行います。

### （6）重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行います。

## SMBC日興証券（株）による相場操縦事件の告発 （告発日：R4.3.23ほか）

### 相場操縦事案（注）

- SMBC日興証券の役職員が、共謀の上、同社が扱う「ブロックオファー」取引※において、上場株式10銘柄について、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、相場操縦の一種である違法な安定操作に該当する株式の売買等を複数回にわたり行った。

※ 大株主等が保有株を手放す際に、立会外取引（通常取引の時間外）でいったん証券会社が株式を買い取り、複数の個人投資家等に転売する取引。

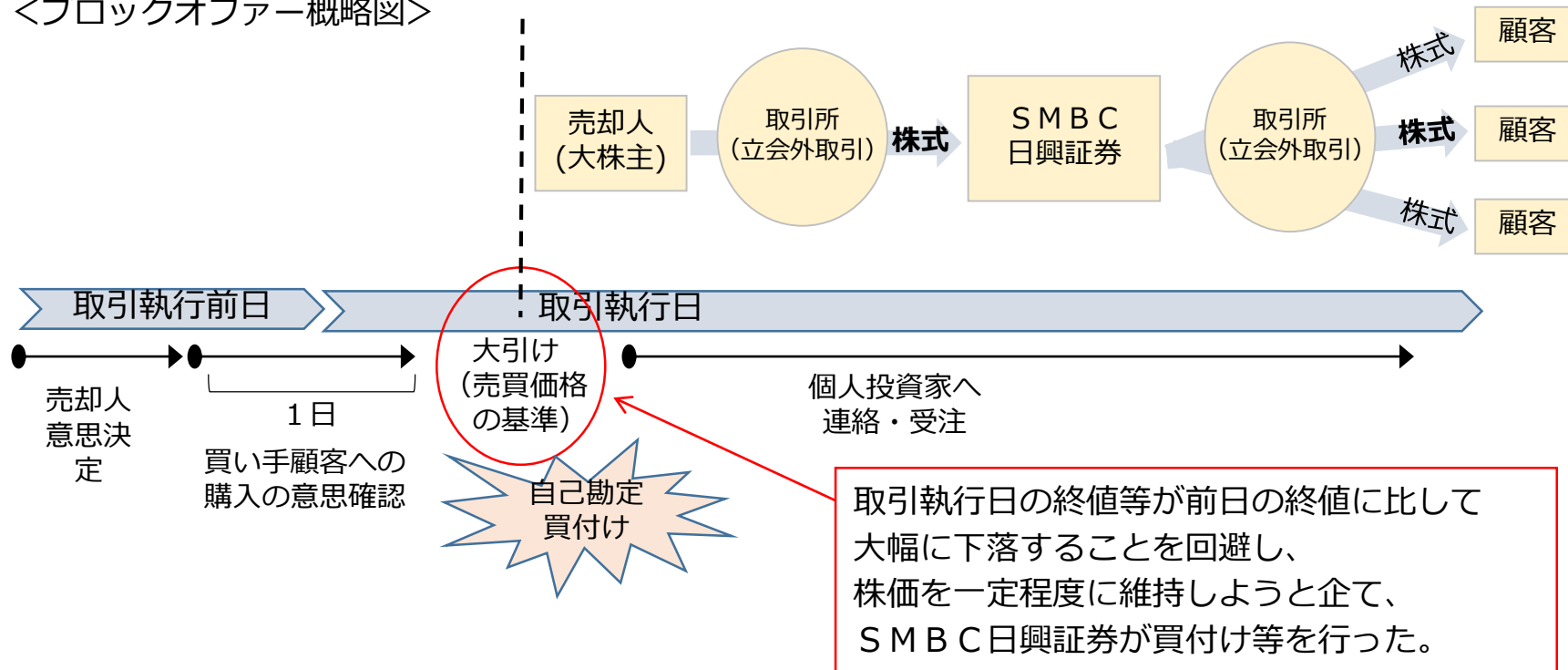
（注）相場操縦事案については、証券監視委が、令和4年3月23日及び4月12日に法人としてのSMBC日興証券及び同社役職員（それぞれ、7名、4名）を東京地方検察庁に告発。

その後、東京地方検察庁が起訴した者のうち、SMBC日興証券（罰金7億円、追徴金44億7,114万2,420円）及び同社元役員1名（懲役1年6月、執行猶予3年）については、令和5年2月、有罪判決が確定。

## 【ブロックオフア取引】

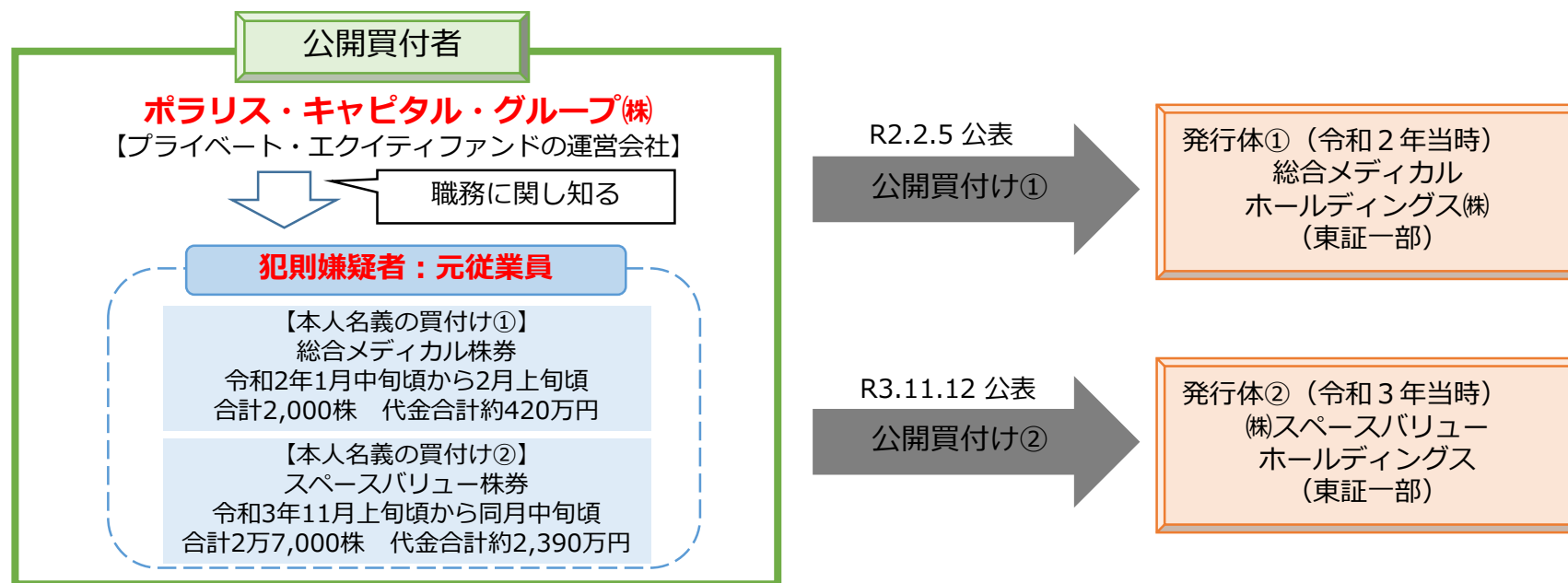
大株主等が保有株式を手放す際に、立会外取引（通常取引の時間外）で、いったん証券会社が株式を買い取り、複数の個人投資家等に転売する取引。

### <ブロックオフア概略図>



## プライベート・エクイティファンド運営会社元従業員による 内部者取引事件の告発（告発日：R5.3.3）

- 金融商品取引法違反の嫌疑で、1名を東京地方検察庁に告発。
- 犯則嫌疑者は、プライベート・エクイティ（PE）ファンドの運営会社であるポラリス・キャピタル・グループ(株)（以下「ポラリス」）に勤務していた元従業員であるが、その職務に関し、ポラリスが、いずれも東証一部に上場していた①総合メディカルホールディングス(株)株券及び②(株)スペースバリューホールディングス株券の公開買付け実施を決定した旨の事実を知り、その公表前に自己の名義において、これらの株券を買い付けたもの。
- 一般に、PEファンドにおいては、投資先企業との信頼関係等の観点から高度な機密保持が求められるところ、PEファンド運営会社の関係者による内部者取引事件の告発は初。



## Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査

### （７） 投資者被害事案に対する積極的な取組み

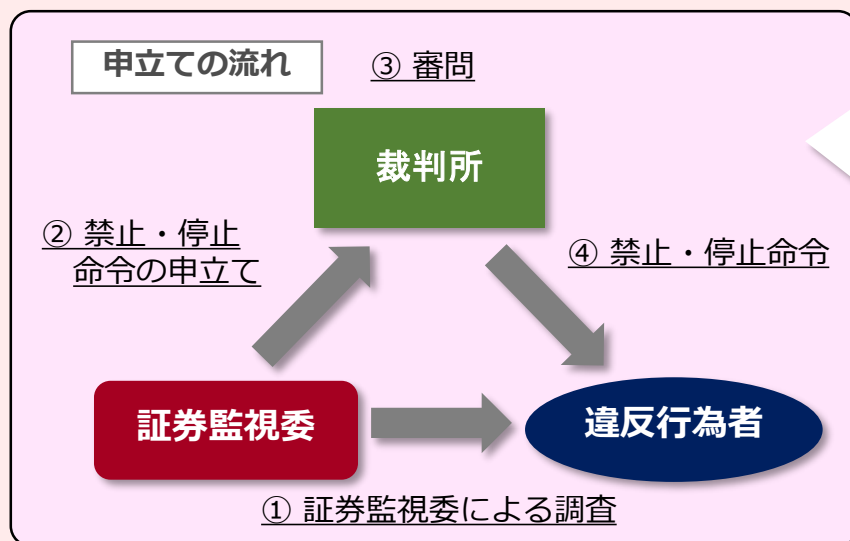
- 顧客本位の業務運営の確保等を通じた多様な投資者の保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て等、投資者被害事案に対して積極的に取り組みます。

### （８） 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

- 証券監視委として過去に勧告・告発等した類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等（例えば、潜脱的な大量保有・買付け、新たな類型の偽計等）についても、積極的に対応します。

## 裁判所への禁止命令等の申立て

- ・ 捜査当局等と連携し、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を実施
- ・ 調査の結果を踏まえ、裁判所に対して法令違反行為の禁止・停止命令を申立て  
(平成20年12月、証券監視委の権限として追加)
- ・ 必要に応じて違反行為者の名称等を公表



(裁判所の禁止又は停止命令)  
 第百九十二条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、当該各号に定める行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。  
 一 緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるとき この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為

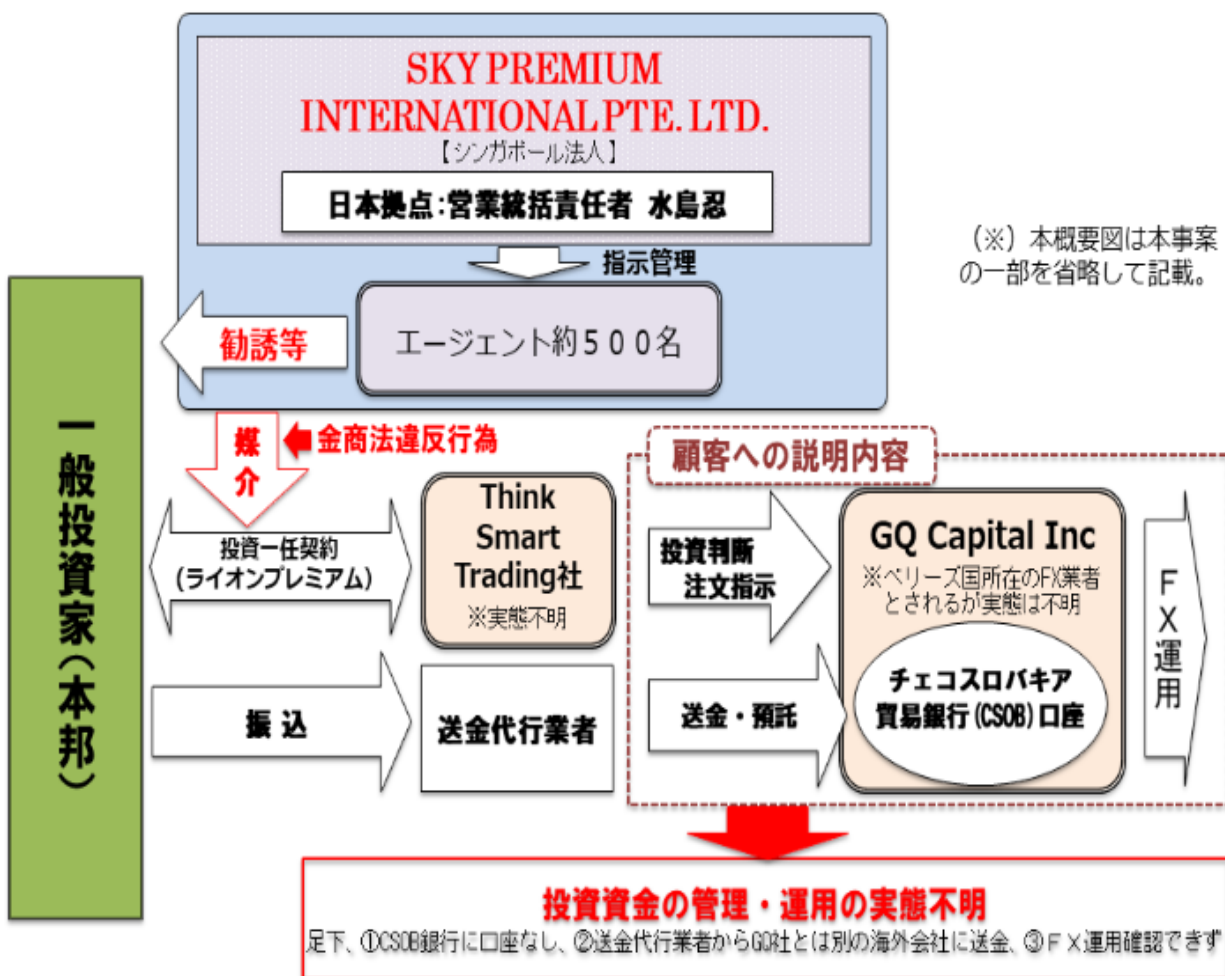
## 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て件数

| 年度 | H22~H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | 累計 |
|----|---------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 件数 | 14      | 3   | 1   | 2   | 2   | 3  | 1  | 1  | 2  | 29 |

(注1) 累計(29件)の募集額(推計値)は約2,300億円、対象者数(推計値)は約7.8万人。

(注2) 適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分権限の導入(平成28年3月)以前において、同者に対する裁判所への禁止命令等の申立て件数が含まれていることに留意。

# スカイププレミアムインターナショナル社 (SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD.) 及びその役員 1 名による無登録営業に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立て (申立て日: R3.9.17)

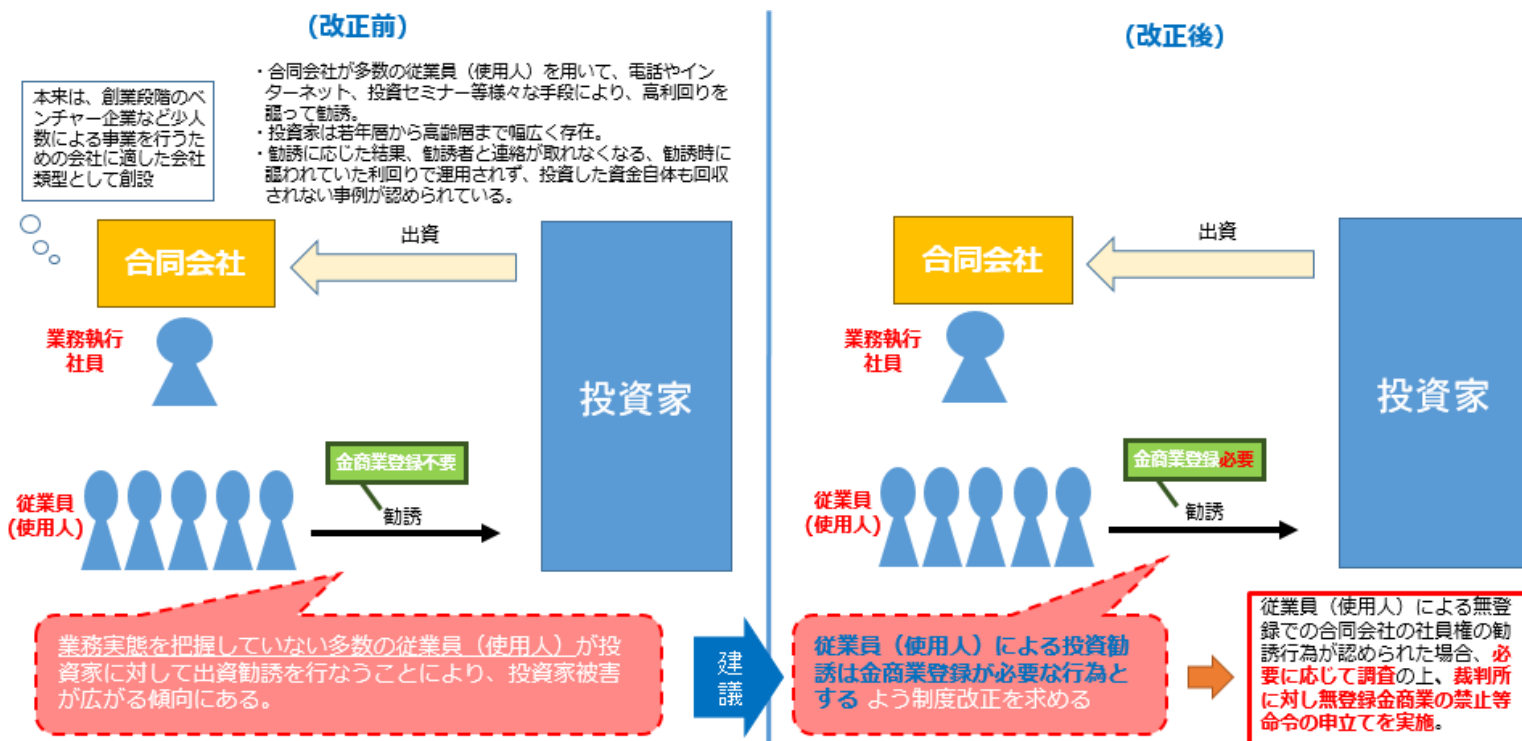


- 当社は、国内の一般投資家に対し、投資一任契約に基づく投資運用に該当する海外投資商品に係る取得勧誘を行うなど当該契約の締結の媒介を行い、**約2万2,000名の一般投資家から約1,200億円**を集めるなど、**金融商品取引法違反行為（無登録で投資一任契約の締結の媒介を業として行うこと）**を行っていた。
- これまでに申立てを行った中で、無登録金商業者によって集められた金額及び顧客数が**過去最大の事案**。
- 本件申立てを受け、令和3年12月8日、裁判所から金商法違反行為の禁止及び停止を命ずる決定が発出。

# 合同会社の不適切な勧誘行為を背景とした建議

## ～合同会社による社員権の取得勧誘について金商業の登録が必要な範囲の拡大～

- ◎ 証券監視委は、取引調査、開示検査、証券検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、金融庁長官等に建議することができる。
- 合同会社制度は、本来、創業段階のベンチャー企業など少人数による事業を行うための会社に適した会社類型として創設されており、不特定多数の者に社員権を取得させることを念頭に置かれたものではない。
- しかし、近年、**事業実態が不透明な合同会社**が、その業務を必ずしも把握していない多数の従業員（使用人）を通じて、多数の投資家に対し、当該合同会社の社員権に対する出資と称して、不適切な投資勧誘を行っているという外部からの相談や苦情が多数寄せられていた。
- そうした状況に鑑み、**合同会社の業務執行社員以外の者（従業員や使用人）による当該合同会社の社員権の取得勧誘について、金融商品取引業の登録が必要な範囲を拡大**するなどの適切な措置を講じるよう、令和4年6月21日、建議を実施。



(注) 当該建議を踏まえ、金融庁において内閣府令の改正が行われ、令和4年10月3日より施行されている。

## Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査

### （７）投資者被害事案に対する積極的な取組み

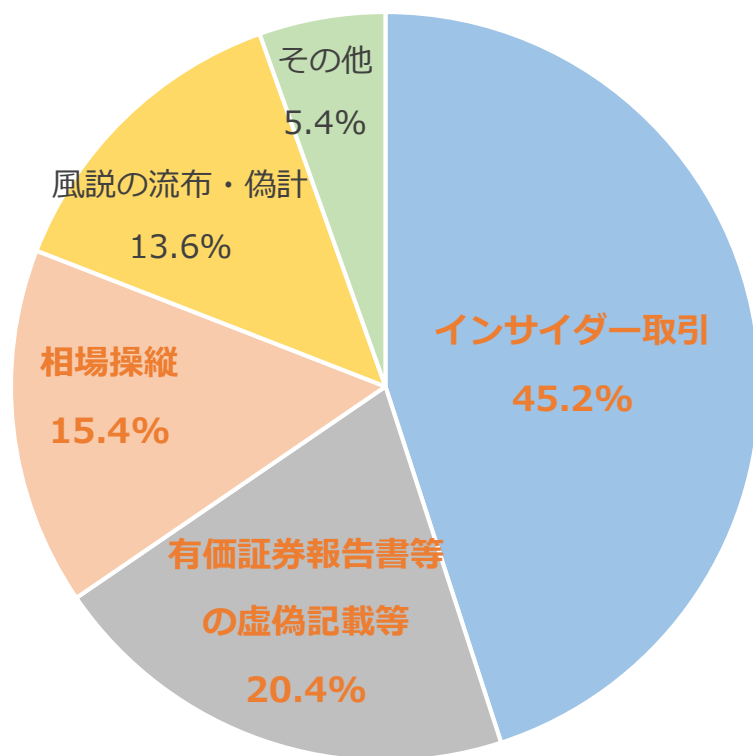
- 顧客本位の業務運営の確保等を通じた多様な投資者の保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て等、投資者被害事案に対して積極的に取り組みます。

### （８）非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

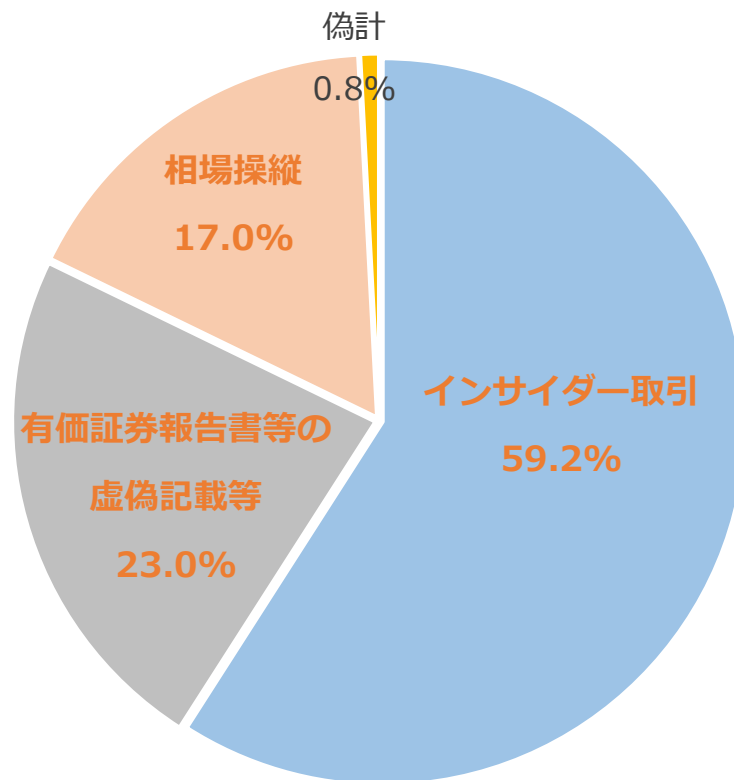
- 証券監視委として過去に勧告・告発等した類型にも引き続き対応しつつ、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等（例えば、潜脱的な大量保有・買付け、新たな類型の偽計等）についても、積極的に対応します。

- 過去の課徴金勧告・告発は、インサイダー取引、有価証券報告書等の虚偽記載等、相場操縦が多く、それ以外の類型は限定的

(図表1) 告発の内訳 (令和5年3月末現在)



(図表2) 課徴金勧告の内訳 (令和5年3月末現在)



(注) 図表1、2は、監視委発足時からの累計

- 前述のとおり、過去の課徴金勧告・告発は、インサイダー取引、有価証券報告書等の虚偽記載等、相場操縦が多く、偽計等の占める割合は少ない。

偽計とは、他人に誤解を生じさせる詐欺的あるいは不公正な策略や手段

○ 金融商品取引法

（風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止）

第百五十八条 何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等（有価証券若しくはオプション又はデリバティブ取引に係る金融商品（有価証券を除く。）若しくは金融指標をいう。第百六十八条第一項、第百七十三条第一項及び第百九十七条第二項第一号において同じ。）の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

（金商法コンメンタール（神田・黒沼・松尾））

事例 1：会社関係者ではない者が、自身の運営するウェブサイトに虚偽の情報等を掲載した事案

**新日本理化(株)及び明和産業(株)の各株券に係る風説の流布、偽計及び大量保有報告書不提出事件**

(平成27年12月告発)

嫌疑者運営のウェブサイトに新日本理化(株)（大証 1 部）及び明和産業(株)（東証 1 部）の株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報等を記載し、風説を流布するとともに偽計を用いて相場を変動させた上で、各株券の売買を行った者を告発。

※平成27年12月、新日本理化(株)株券に係る相場操縦事件も告発

事例 2：虚偽の説明をし、販売証券会社にレセプト債の勧誘をさせた事案

**アーツ証券(株)等によるレセプト債に係る偽計事件（平成29年 3 月告発）**

レセプト債（診療報酬債権等流動化債券）の販売に当たり、販売証券会社に対し、虚偽の説明をした上、事情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせたとして、アーツ証券(株)等を告発。

※平成28年1月、アーツ証券(株)に対する行政処分勧告・金融庁による行政処分（登録取り消し）

事例 3：発行会社に虚偽の内容を含む公表を行わせた事案

**テラ(株)株式に係る偽計事件（令和 4 年 3 月告発）**

テラ(株)（JASDAQ）の第三者割当増資の割当予定先会社の取締役が、当該増資に関し、払込みに要する資金を調達できる具体的な見込みがないにもかかわらず、他の会社からの借入による資金調達が可能である旨装い、これを信じたテラ(株)をして、虚偽の内容を含む公表（適時開示）を行わせた。

## Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取り組み

### （９）情報発信の強化

- 投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を充実させます。
- 個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行います。これにより、意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集につなげます。

### （１０）関係機関との更なる連携強化

- 市場の構造的な問題を把握した場合には、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行います。
- 共通の目的を有する自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化し、市場監視の実効性を高めていきます。

## 主な掲載物のご紹介

### 証券取引等監視委員会 ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/sesc/>



### 証券取引等監視委員会 Twitterアカウント

 @SESC\_JAPAN



### 課徴金事例集(不公正取引編)・開示検査事例集



【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>

【概要】市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、これまでに課徴金納付命令の勧告等を行った事例をまとめたもの。

### 証券モニタリング概要・事例集



【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.html>

【概要】金融商品取引業者等に対する証券モニタリングに係る取組みを通じて把握した問題点等をまとめたもの。

### 令和4事務年度 証券モニタリング基本方針



【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html>

【概要】令和4事務年度における、金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの。

### 証券監視委の活動状況(年報)



【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html>

【概要】証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの。  
(金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表)

### 市場へのメッセージ

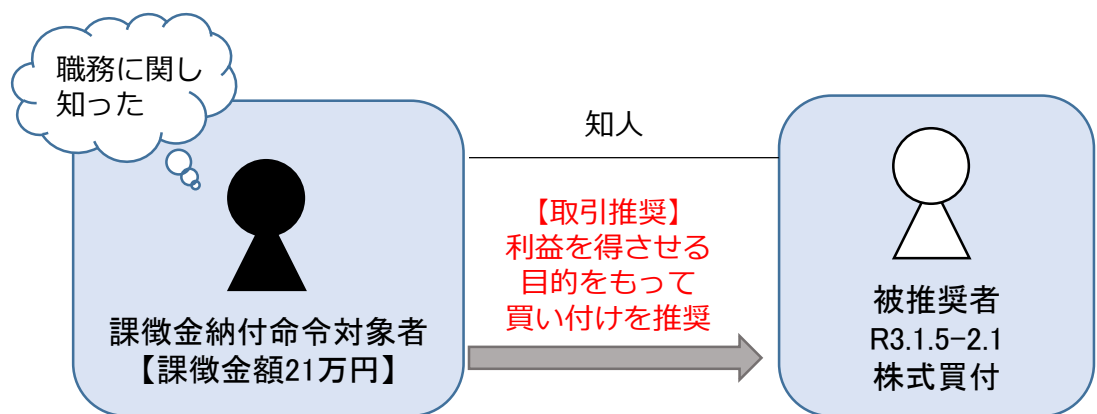


【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>

【概要】最近の取組みや問題意識など市場へのメッセージを掲載。

大成(株)社員による公開買付けの実施に関する事実に係る取引推奨行為に対する課徴金納付命令勧告  
(令和4年9月)

会社関係者や公開買付者等関係者は、重要事実や公開買付け等事実を伝達しなくても、利益を得させる目的又は損失を回避させる目的をもって取引を推奨すれば、取引推奨規制違反となる。



※重要事実の公表：R3.2.8

例えば「詳しくはインサイダーになるから話せないんだけど、うちの株が間違いなく上がるから、今のうちに買っておいた方がいいよ。」と取引を推奨すること。

令和4年10月7日  
証券取引等監視委員会

## MBOの実施に伴い設立される新会社（SPC）について

上場会社の経営陣等による当該上場会社株式の公開買付け（いわゆる「MBO」）においては、当該上場会社の株式を買い付けるための受け皿として、新会社（SPC）が設立される場合があります。その際に、その新会社の名称が当該上場会社との関連を容易に推測させるものであったり、所在地、代表者・役員の一部が当該上場会社と同一であったりするなどの事例が見受けられることがあります。

MBOの実施に際して新会社を設立する場合、その名称、所在地、代表者・役員等（以下「名称等」という。）は、もとより関係者の判断により決められるべきものですが、上記のように、新しく設立される会社と当該上場会社との関連性が比較的簡単に類推できてしまうと、「近い将来、当該上場会社株式のMBOが行われるのではないか」といった推測が容易になることもあり得ます。

今後、MBO実施に際して新会社を設立しようとする場合、その名称等に関しては、関係者において、上記のような事情があることも認識した上で検討・決定することができるよう、ここに注意喚起をいたします。

- 証券会社においては、日本証券業協会の売買管理規則等を踏まえ、売買審査を行っており、不公正取引、特に相場操縦の懸念が払しょくできない顧客に対して所要の措置（注意喚起、新規取引停止措置等）を実施。
- 他方、当委員会の課徴金勧告の対象者に対する上記対応状況を調査したところ、売買審査の結果を踏まえ、速やかに新規取引の停止措置を執っていた会社もあった一方で、相当な回数の注意喚起を重ねながら、最後まで新規取引の停止措置を行わなかった会社も何社か見受けられた。

⇒ 新規取引の停止措置について、その水準が各社で大きく異なる状況



日本証券業協会との意見交換会（令和5年1月）において、  
売買審査を踏まえた顧客対応が実効性があるかなどの観点から、新規取引の停止措置をはじめ自社の売買管理態勢を自主点検し、売買管理の実効性を高める対応を要請。

# 中期活動方針（10）具体的な施策（市場規律強化に向けた実効的な取り組み）

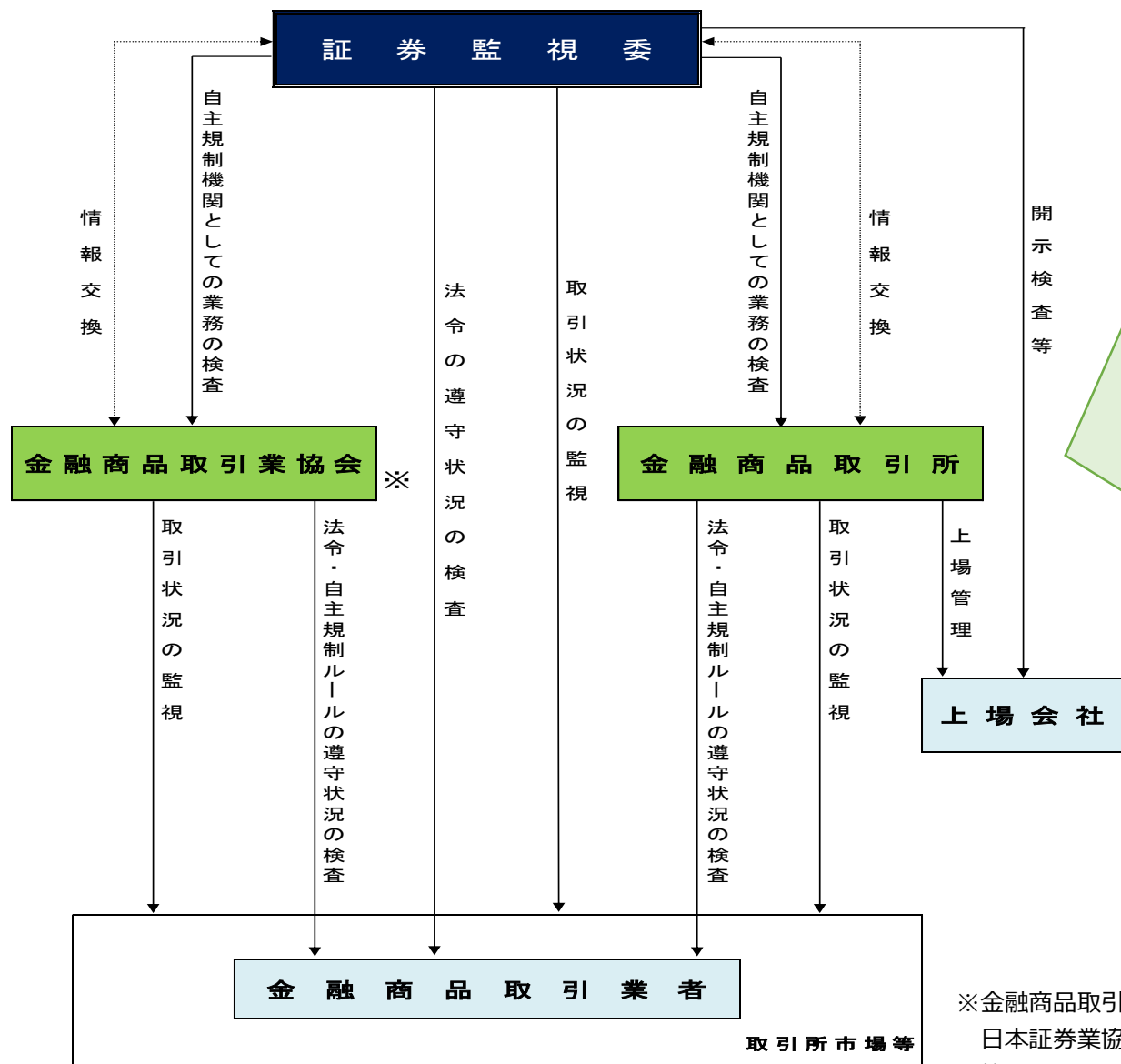
## Ⅲ. 市場規律強化に向けた実効的な取り組み

### （9）情報発信の強化

- 投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を充実させます。
- 個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行います。これにより、意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集につなげます。

### （10）関係機関との更なる連携強化

- 市場の構造的な問題を把握した場合には、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行います。
- 共通の目的を有する自主規制機関等が一層主体的な役割を果たせるよう、情報・問題意識を適時に共有するなど連携を強化し、市場監視の実効性を高めていきます。



- 自主規制機関は、日常的な市場監視活動を実施
- 監視委はこれら自主規制機関と、売買審査などで日常的に連携
- 定期的な意見交換により相互の問題意識を適時に共有

※金融商品取引業協会：  
日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、  
第二種金融商品取引業協会等

# 中期活動方針（11）具体的な施策（市場監視の専門機関としての能力向上）

## 市場監視の専門機関としての能力向上

### ○ デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化

- 市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上を図るとともに、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化を推進します。

### ○ 職員の戦略的な育成・活用等

- 市場監視の力の源泉は職員であり、職員誰もがいきいきと働き、全ての職員が能力を最大限に発揮できるよう環境整備を進めます。
- 証券監視委の使命を適切に果たしていくため、高度な専門性と幅広い視点を持った職員の育成に引き続き取り組みます。
- その上で、こうした職員の能力と、法律、会計、システム、不動産、金融工学等の多様な専門家の知見とを結集し、関係機関とも連携して、複雑化・高度化する市場に対応していきます。

### ○ 財務局との協働・連携の推進

- 市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野において更なる情報共有を進め意思疎通をしっかりと確保し、一体的な業務運営を図っていきます。

- デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化の推進  
(例) 金融機関に対する預貯金照会サービスの利用開始（令和5年度～）※
- 市場監視の土台となるシステム等の機能強化
- デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化
- 平成27年4月に情報解析室、令和2年7月にIT戦略室を設置し、一層のデジタル化に向けた体制を整備
- OJTを通じた職員の専門性向上や高い専門的知識を有する人材の登用

※ 約100の金融機関（うち約80が地銀）が参加（令和5年3月時点）。照会・回答業務のデジタル化を通じて、金融機関・監視委双方の業務負荷を軽減。

## 市場監視を支えるインフラの整備



# 中期活動方針（12）具体的な施策（市場監視の専門機関としての能力向上）

## 市場監視の専門機関としての能力向上

### ○ デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化

- 市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上を図るとともに、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化を推進します。

### ○ 職員の戦略的な育成・活用等

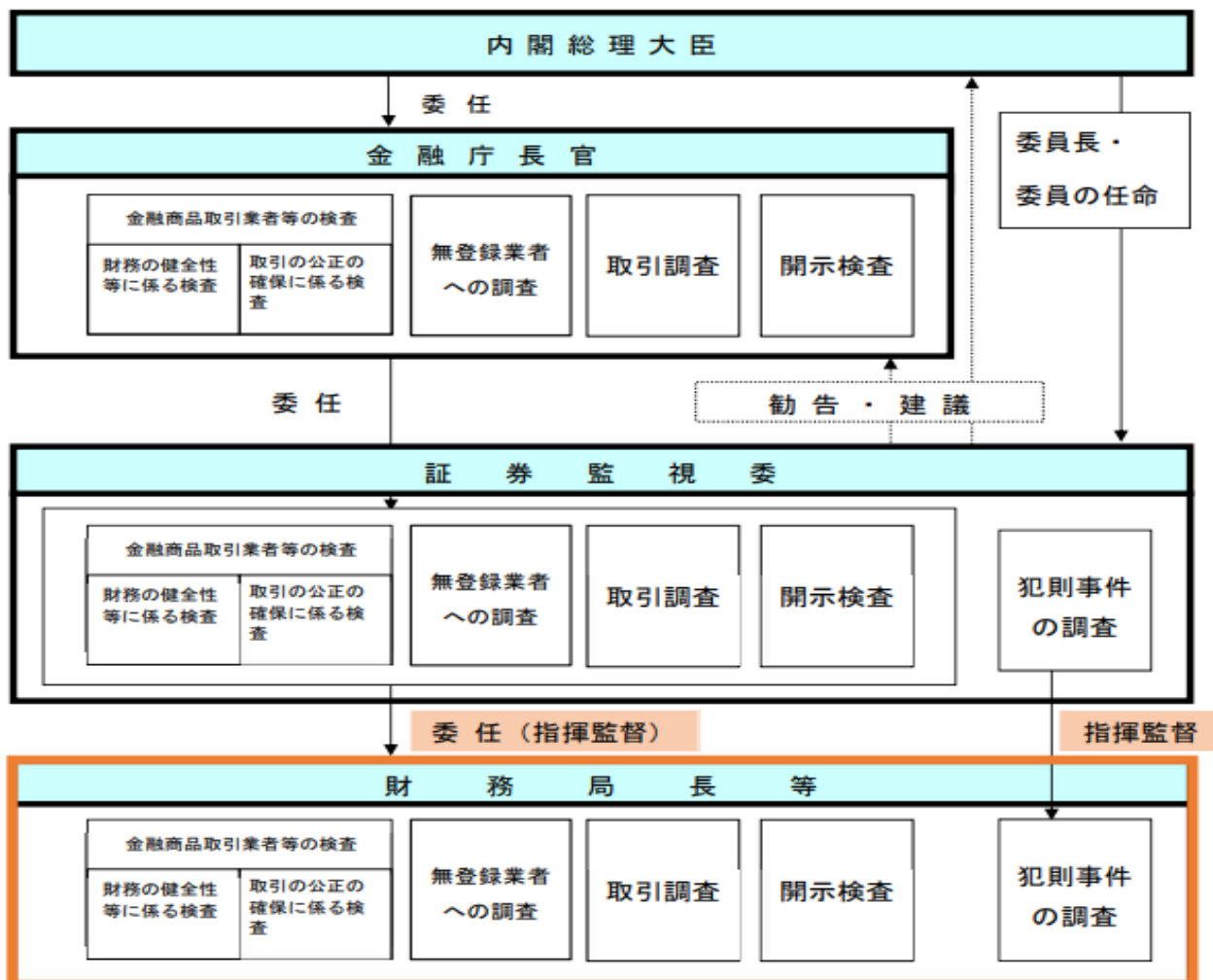
- 市場監視の力の源泉は職員であり、職員誰もがいきいきと働き、全ての職員が能力を最大限に発揮できるよう環境整備を進めます。
- 証券監視委の使命を適切に果たしていくため、高度な専門性と幅広い視点を持った職員の育成に引き続き取り組みます。
- その上で、こうした職員の能力と、法律、会計、システム、不動産、金融工学等の多様な専門家の知見とを結集し、関係機関とも連携して、複雑化・高度化する市場に対応していきます。

### ○ 財務局との協働・連携の推進

- 市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野において更なる情報共有を進め意思疎通をしっかりと確保し、一体的な業務運営を図っていきます。

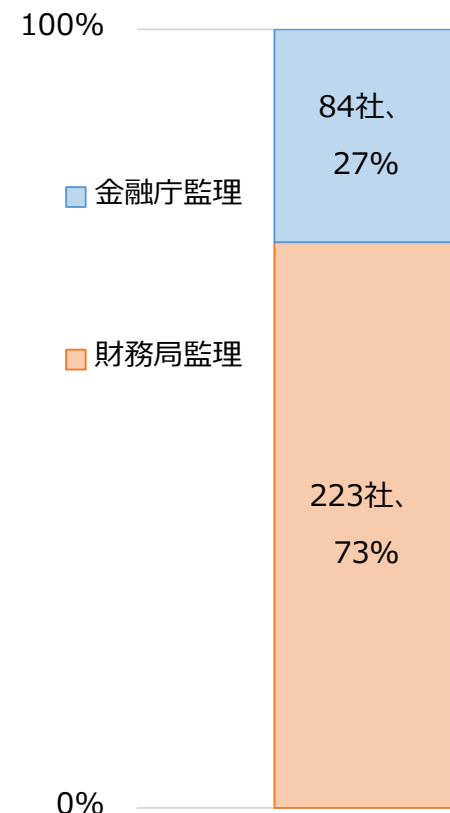
- 第一種金融商品取引業者の約7割が財務局監理であるなど、財務局においては、市場監視機能の一翼を担っており、市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には財務局との協働・連携が不可欠。

## 証券監視委と財務局等との関係図



## 第一種金融商品取引業者数の内訳

業者数 合計307社  
(令和4年10月時点)



※「財務局」は各財務局のほか、福岡財務支局、沖縄総合事務局を指している。